

権利擁護について

浜松市社会福祉協議会 生活福祉課（権利擁護支援センター） 山本晃司

今回は、1「権利擁護」と「権利擁護支援」、2 当会 生活福祉課（権利擁護支援センター）の取り組み、3 介護支援専門員の皆様をお願いしたいことについて書かせていただきます。

まずは、権利擁護の言葉の意味からご説明させていただきます。権利擁護とは、「代弁、弁護、権利を守ること」といった意味合いとなります。もう少し専門的に申しますと、「権利擁護は、欧米でアドボカシーといわれる、社会福祉ニーズを持つ人の主体性を護り、その権利主張を支援・代弁していくことによって『生活と権利』を擁護する社会福祉の専門的実践を視野の基礎に据えたもの」（出典『ソーシャルワークと権利擁護』）となります。

さらに権利擁護を深めると、「権利擁護は自分で自分を守ることが基本です。しかし、病気や障がいがあるために、そうした対応が難しい人がいます。そのような人たちには、社会的な支援として権利擁護を行う仕組みが必要となります。社会的な位置づけのなかで権利擁護を捉えたうえで、それが何らかの客観的・社会的な理由によって対応できない人への支援として『権利擁護支援』を考えています。」

（出典『権利擁護支援ハンドブック』）

また、「権利擁護支援」が必要になる方としては、子ども、高齢者、病気を患っている方、障がいのある方、虐待、DV、外国人、LGBTQ（性的少数者）などが考えられます。

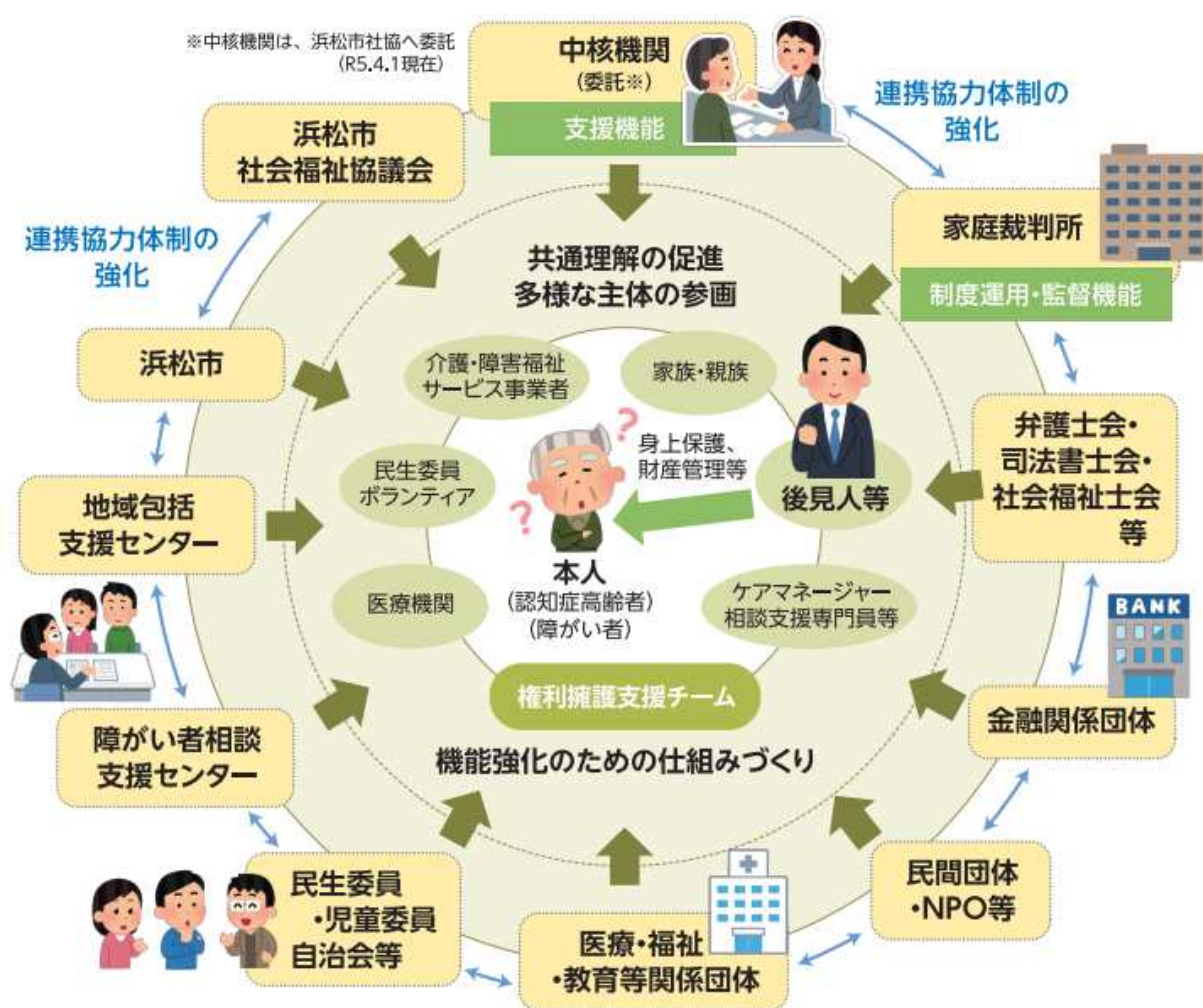
このように、自分で自分の権利を守ることができない権利擁護支援が必要な方の対象者は広範です。

こうした権利擁護支援を必要とされる方たちの中で浜松市社会福祉協議会 生活福祉課（権利擁護支援センター）では、権利擁護に関する事業として、①日常生活自立支援事業（市補助事業）、②成年後見制度利用促進事業（中核機関「浜松市権利擁護支援センター」）、③法人後見事業（社協自主事業）を行っております。

- ① 日常生活自立支援事業については、令和7年7月末で291人の方にご利用いただいております。
- ② 成年後見制度利用促進事業の一環として（市民向け・専門職向け）講演会、専門職による無料相談会、法律職によるバックアップ相談会、受任者調整会議、勉強会、権利擁護人材養成講座、地域連携ネットワーク会議（協議会・連絡会）等を開催しております。
- ③ 法人後見事業については、平成27年より受任を開始し、これまで累計で12名の方を受任いたしました。

最後に、介護支援専門員の皆様には、以下の件に関してお願いしたいと存じます。ご協力いただけますようよろしくお願いいたします。

- ・日常生活自立支援事業に関するご相談は、権利擁護支援センター（☎450-7151）にご連絡ください。
- ・成年後見制度に関するご相談は、地域包括支援センター並びに障がい者相談支援センターが一次相談窓口となります。浜松市社会福祉協議会 生活福祉課（権利擁護支援センター）は、二次相談窓口です。成年後見制度に関するご相談は、まずは一次相談窓口の地域包括支援センター、または障がい者相談支援センターにご相談ください。
- ・成年後見人等が孤立してしまうことがあります。（後見人等が就任後も、被後見人等をチームとして支えていくよう）チーム支援にご協力ください。



出典：浜松市社会福祉協議会 権利擁護センター パンフレット

「在宅連携センターつむぎ」について

在宅連携センターつむぎ

(浜松市在宅医療・介護連携相談センター)

看護師 内山千春

在宅連携センターつむぎ」(以下、「つむぎ」)です。この度は、貴会広報誌に掲載の機会をいただき、ありがとうございます。

つむぎは、「在宅医療・介護連携に関する相談支援」業務を浜松市から委託を受け、高齢者支援をしている方々(居宅介護支援事業所・地域包括支援センター・医療機関 等)の相談窓口として開設し、皆様のご理解とご協力に支えられ、2025年1月に開設10年目を迎えました。

【つむぎへの相談の流れ】

①電話、FAX、メールにて相談をお受けします。

※電話の場合は、相談用紙に沿って、事務員が情報を伺います。

FAX、メールの場合は、つむぎHPから所定の様式をダウンロードいただき、ご記入の上、送付ください。

《つむぎHPのURL及びQRコード》

<https://www.hmedc.or.jp/tsumugi/consultation/>



②各職種(看護師、社会福祉士、事務員)にてつむぎ内でアセスメントを行い、担当者を決めます。

③つむぎ担当者から相談者に連絡します。(追加で情報を伺うことがあります。)

※必要に応じて、病院、施設、行政等へ問い合わせをし、相談にお答えします。

ケアマネジャーの皆様からも多くご相談をいただいております、その中から1件参考事例をご紹介します。

【相談内容】

ケアマネジャーからの主訴：がんの方でも栄養が摂取できる食事指導を家族が受けたいが、どうすればいいか。

患者：80代男性、肺がん、骨転移あり。総合病院へ通院中。妻と二人暮らし。

概要：本人は自力通院し、身の回りのことはすべて自分一人で行う。急速にADLが下がり、ベッド上で過ごすことが多くなった。妻は病名病期について知るのみ。

食事摂取量が減少したため、妻がケアマネジャーに「食事指導を受けられないか」と相談。

【相談対応】

ケアマネジャーからの相談を聞く中で、「食事摂取量減少の原因」が不明であったため、口腔内や口腔ケアの様子、食事の摂取方法、嚥下の様子などを情報収集するよう助言した。

関係機関に確認したところ、治療の副作用によって下顎骨壊死があり定期的に歯科受診をして口腔内洗浄をしていたことが明らかとなった。（この情報は妻に伝わっておらず、本人のみに説明されていた。）その後、訪問看護が介入し、妻に口腔内の保清の徹底と食べやすい食事形態を指導することで栄養状態は改善した。



つむぎでは、相談者の想いを聴くこと、事実を確認すること、医療面からも視ること、問題点だけでなく強みを見つけること等に気を付けて相談対応をしています。

最近では、経済的困窮、身寄りがいない、認知症の周辺症状、8050 問題等の多重課題のある相談も多く、各関係機関が連携を取り合う必要性を感じています。そのような際には、抱え込まずに、ぜひつむぎにご相談ください。皆様と一緒に支援方法を考えていきます。



名称：浜松市在宅医療・介護連携相談センター（愛称：在宅連携センター つむぎ）

住所：浜松市中央区富塚町 328（浜松医療センター）

電話：053-451-2807

FAX：053-451-2808

E-mail：soudan@hamamatsucity-medical-co.jp



支部・包括の活動の紹介

南支部

南支部は、浜松市南部7地区（新津・可美・芳川・河輪・五島・白脇・飯田）で構成されています。国道1号線が東西に延び、中田島砂丘、浜松まつり風揚げ広場などの観光地を抱える一方、温暖な気候と砂地の特性を活かした農業も盛んで、エシャレットや玉ねぎの農作物が特産品です。

支部では支部内の地域包括支援センターの協力もあり、事例検討会、ケアマネ演習事業を支部内の主任ケアマネジャーが中心となり、企画、運営しています。さらに、地域課題を解決すべく、他機関、多職種とのネットワークづくりも進めています。

地域課題としては、バス路線減少など公共交通機関の移動手段が十分でなく移動に苦労している高齢者が多い現状があり、地域包括ケアシステムの実現に向けて話し合う場が設けられました。

また、南支部の多くのケアマネジャーが参加する「みなみクラブ」があります。ここでは、ケアマネジャー以外の職の方とテーマに沿って意見交換をしたり、フリーテーマでざっくばらんに話したり、と、直接顔を合わせ他機関、多職種との連携の機会をつくっています。

今後も地域性やケアマネジャーの要望に沿いながら、研修の企画、運営を行っていきます。

南支部長 落合 喜一

南地区地域包括支援センター

旧南区にあたる南地区地域包括支援センター（包括新津、包括芳川、包括三和）は、遠州浜に面し、農業が盛んに行われている地域でもあります。この地域では、二世帯、三世帯住宅も見られますが、一方で多くの団地があり、独居生活をされている方が多い地域でもあります。

海岸線では、空き家や空き室も目立ってきています。

そうした特性から、地域包括支援センターへの相談内容も複雑化しており、様々な関係機関との連携が益々重要な課題となっています。

介護支援専門員との連携強化を図る為に、勉強会や事例検討会等を活発に開催しています。

10年以上開催を続けている「みなみクラブ」では、医療関係、介護サービス事業所、福祉用具事業所、社会福祉協議会、障害関係機関、民間企業等が積極的に参加され、介護支援専門員にとって連携を広げる場として活用されています。

地域包括支援センターが、複雑化したケースの支援を介護支援専門員にお願いすることも多くなっています。そのようなケースにつきましては、私たちの地域の強みである関係機関との連携を持って、一緒に悩み考えながら支援をしていきたいと考えていますので、今後どうぞ宜しくお願いします。

地域包括支援センター新津 栗原猶子

地域包括支援センター芳川 杉浦通彦

地域包括支援センター三和 下位彰吾

令和7年度 浜松市介護支援専門員連絡協議会通常総会報告

令和7年6月28日（土）当協議会の通常総会を開催しました。令和7年6月現在、会員数1068名。WEB参加者189名、書面評決143名、非承認0名、委任状提出225名の計557名で規定の過半数を超え、総会が成立しました。

【第1部総会】

○議事

- ① 第1号議案 浜松市介護支援専門員連絡協議会役員の改選について
- ② 第2号議案 令和6年度浜松市介護支援専門員連絡協議会事業報告について
- ③ 第3号議案 令和7年度浜松市介護支援専門員連絡協議会事業計画について

○事務連絡

- ① 在宅連携センターつむぎより業務内容の説明や令和6年度の事業報告
- ② ケアプランデータ連携システム準備に向けた案内や浜松市歯科訪問審査についての案内など



【第2部研修会】

令和7年度第1回浜松市介護支援専門員連絡協議会研修会をWEBにて開催しました。今回は「適切なケアマネジメント手法の活用」をテーマに、地域包括支援センター鴨江 主任ケアマネジャーの高岡多恵様に講師を務めていただきました。

昨年度から法定研修に、適切なケアマネジメント手法が組み込まれましたが、聞いたことはあるけれど具体的にどう活用していけばいいのかわからない、という方も多いのではないのでしょうか。講義では、適切なケアマネジメント手法の定義や基本的な考え方などを分かり易くお話いただきました。



◎ケアマネジャーの経験の蓄積から必要な知識を大中小項目に分類し、想定される支援内容を確認し（あたりを付けて）個別化に向けて掘り下げる。

◎基本ケア（高齢者の機能・生理）＋疾患別期別のケア（疾患に応じて特に留意すべき詳細の内容）の2段構造になっている。

このような基本理念を踏まえ、研修では心疾患Ⅰ期の利用者を事例に、支援のポイントを個人ワークとグループワークで実際に掘り下げるワークを行いました。限られた時間の中でしたが実際に体感できたことは大きな学びであったと思います。今後も様々な研修会や講義・勉強会を企画しています。学びの場を自ら求めて本日の学びを深めていただければと思います。

【編集後記】

「天竜って南国じゃないよねえ？」って、つい独り言を言いたくなるような今年の夏でした。

外に出なくても、室内の温度計がじわじわ上がって来るのを見ていると、なんだか自分まで蒸されるような気分になります。そんなとき頼りになるのがエアコンと扇風機の二刀流が必須です。涼しい風を浴びながら、うちわでパタパタ…これがなかなか贅沢。

冷たい麦茶やよく冷えたスイカなんてあれば、もう立派な真夏のごちそうです。地球温暖化で毎年最高気温が上がり高齢者にとっては厳しい環境となっています。涼しい工夫をして無理せず過ごしたいものです。

ケアマネの部屋N o 3 7号はいかがでしたでしょうか。

ご意見やご要望がございましたら事務局までお寄せください。

(介護保険課 F A X 053-450-0084)

今後、ますます充実したものになりますよう、皆様のご理解とご協力をお願いします。

【広報委員会】(副会長) 中村元美(中央) 松井健(東) 若子有理(西) 色山さゆり
(北) 澤田石理恵(浜名) 河合登志子、村松久代
(南) 下位彰吾(天竜) 鈴木久美子